

業務連絡

2019年1月29日 No. 3
J R 東海 労新幹線 関西地本
業 務 部

2019年1月29日、支社会議室において「申」第17号について、組合側幹事と会社側幹事による業務委員会開催に向けた事前の打ち合わせを行いました。会社は、業務委員会を拒否しました。以下は協議の主なやり取りです。

「申」第17号「大阪交番検査車両所における年休の取扱い」に関する緊急申し入れ(2018年12月26日)

1. 1月4日、8名の社員の年休請求に対して「時季変更権」を行使した理由を明らかにすること。

【会社回答】

事業の正常な運営に支障があると判断した場合は、時季変更権を行使する。

2. 労働基準法には「年休が時季変更できるのは業務の正常な運営を妨げる場合だけ」と定めているが、「出張」がなぜ「交番検査の業務に支障をきたす」のか具体的に明らかにすること。

【会社回答】

あらかじめ予定されていた出張であり、時季変更権の行使にあたっては、当日の出面だけではなく、出張等も含めて、適切に判断している。

3. 1月4日の「出張」を取りやめにし、その要員で年休を発給すること。

【会社回答】

そのような考えはない。

《 議論内容 》

組合：今回の1月4日の出張は、事業の正常な運営に必要であると判断したのか。

会社：事業のスケジュールに関しては、箇所や関係者の都合等を総合的に判断して適切な時期に行うことになる。今回についても諸々の調整の結果、1月4日に開催することになった。

組合：今回の出張は、何か答えられるか。

会社：今回の出張は、アドバイザー会合等である。

組合：アドバイザー会合等が4日でないと出来ない理由は何か。

会社：箇所や関係者の都合等もあるし、会社として定期的に会合をやっているので調整の結果、1月4日になった。

組合：日勤職場で、正月三が日と土日の間である4日を休みたい社員が8名いた中で、アドバイザー会合の出張を敢えてその日に入れたのはいかなものか。

会社：ご意見としては分かるが、あらかじめ予定していた出張である。年休の申込があったのは分かっていたが、出張予定を変更するとはならない。

組合：社員の気持ちを踏まえれば、4日と考えた場合に出張は別な日に入れば済むことである。

会社：主張と社員の気持ちは分かるが、会社の見解は回答の通りである。

以上